

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	母子・父子・女性福祉資金貸付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青梅市は、母子・父子・女性福祉資金貸付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

青梅市長

公表日

令和4年12月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子・父子・女性福祉資金貸付事務
②事務の概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法に則り、ひとり親家庭や女性に対し、修学や生活等に対して資金を貸付し、貸付金の償還を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②貸付要件の確認 ③貸付者や同居者、連帯保証人の確認 ④貸付額の算定に必要な各種情報の照会 ⑤償還金滞納時の居所確認等に必要な各種情報の照会 ⑥公金受取口座に関する情報照会
③システムの名称	福祉総合システム(母子・父子・女性福祉資金貸付)、団体内統合宛名システム、中間サーバー、TASKクラウド
2. 特定個人情報ファイル名	
申請者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の43項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1、情報提供の根拠 (1) 番号法第19条8号 別表第二 26項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 19条 2、情報照会の根拠 (1) 番号法第19条8号 別表第二 63項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 34条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部 子ども家庭支援課
②所属長の役職名	子ども家庭支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 文書法制課 情報公開文書係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども家庭部 子ども家庭支援課 ひとり親福祉担当 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	①事務の名称	母子・女性・父子福祉資金貸付事務	母子・父子・女性福祉資金貸付事務	事後	
平成29年4月1日	②所属長	子ども家庭支援課長 関塚 浩	子ども家庭支援課長 木村 芳夫	事後	人事異動による変更のため
平成29年7月27日	②法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二の63項	1、情報提供の根拠 (1) 番号法第19条7号 別表第二 26項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 19条 2、情報照会の根拠 (1) 番号法第19条7号 別表第二 26、63の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 19、34の各条	事後	
平成30年9月6日	②所属長の役職名	子ども家庭支援課長 木村 芳夫	子ども家庭支援課長	事後	
令和1年12月17日	③システムの名称	母子・女性福祉資金管理システム	福祉総合システム(母子・父子・女性福祉資金 貸付)	事後	
令和2年1月31日	しきい値判断いつ時点の計数 か	平成31年4月1日	令和元年12月1日	事後	
令和3年9月1日	②法令上の根拠	1、情報提供の根拠 (1) 番号法第19条7号 2、情報照会の根拠 (1) 番号法第19条7号	1、情報提供の根拠 (1) 番号法第19条8号 2、情報照会の根拠 (1) 番号法第19条8号	事後	
令和4年1月6日	③システムの名称	福祉総合システム(母子・父子・女性福祉資金 貸付)、団体内統合宛名システム、中間サー バー	福祉総合システム(母子・父子・女性福祉資金 貸付)、団体内統合宛名システム、中間サー バー、TASKクラウド	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月15日	I-1-②事務の概要	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法に則り、ひとり親家庭や女性に対し、修学や生活等に対して資金を貸付し、貸付金の償還を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②貸付要件の確認 ③貸付者や同居者、連帯保証人の確認 ④貸付額の算定に必要な各種情報の照会 ⑤償還金滞納時の居所確認等に必要な各種情報の照会</p>	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法に則り、ひとり親家庭や女性に対し、修学や生活等に対して資金を貸付し、貸付金の償還を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②貸付要件の確認 ③貸付者や同居者、連帯保証人の確認 ④貸付額の算定に必要な各種情報の照会 ⑤償還金滞納時の居所確認等に必要な各種情報の照会 ⑥公金受取口座に関する情報照会</p>	事前	
令和4年12月15日	I-4-②法令上の根拠	<p>1、情報提供の根拠 (1) 番号法第19条8号 別表第二 26項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 19条</p> <p>2、情報照会の根拠 (1) 番号法第19条8号 別表第二 26、63の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 19、34の各条</p>	<p>1、情報提供の根拠 (1) 番号法第19条8号 別表第二 26項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 19条</p> <p>2、情報照会の根拠 (1) 番号法第19条8号 別表第二 63項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 34条</p>	事前	